

## 議案第105号

### 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条及び第4条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。